

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案（概要）

1. 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額については、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成8年厚生省告示第203号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

2. 改正の内容

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、1食につき30円引き上げる。ただし、所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者等については所得区分等に応じて1食につき10～20円引き上げる。

3. 根拠条文

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項及び第85条の2第2項
- ・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第52条第2項及び第52条の2第2項
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第74条第2項及び第75条第2項

4. 適用日等

- ・告示日：令和6年3月上旬（予定）
- ・適用日：令和6年6月1日